

JIS

電気及び関連分野－ 技術情報及び文書の構造化

JIS C 0454 : 2005
(IEC 62023 : 2000)
(JSA)

平成 17 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	有 川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 山 永 昭	東京工業大学
	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キヤノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹 譯 正 憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	若 井 博 雄	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.4.20

官 報 公 示：平成 17.4.20

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC 62023:2000**, Structuring of technical information and documentation を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 0454 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 識別部分、補文書部分及び仕様書部分で構成される主文書の例

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	2
3.1 構造化に関する一般的用語.....	2
3.2 文書化に関連する一般的用語.....	3
3.3 特定の用語.....	3
4. 一般事項.....	4
4.1 システム、設備及び製品の構造化に関する基本原則.....	4
4.2 オブジェクト及びオブジェクトを記述する文書.....	5
4.3 文書化構造及び文書構造.....	5
5. 主文書及び補文書.....	6
5.1 一般事項.....	6
5.2 主文書の内容.....	7
5.3 主文書と補文書との間の関係.....	7
5.4 単一レベル及び複数レベル主文書.....	9
5.5 応用.....	9
5.6 主文書の分類.....	9
附属書 A (参考) 識別部分、補文書部分及び仕様書部分で構成される主文書の例.....	11
解 説.....	14

電気及び関連分野—技術情報及び文書の構造化

Structuring of technical information and documentation

序文 この規格は、2000年に第1版として発行された IEC 62023:2000, Structuring of technical information and documentation を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

この規格は、次によって、システムの構造化原則と文書の構造化原則とを関連づけることができる。

- 主文書を用いた製品構造の情報・文書の体系化による、製造業における共通する業務の標準化
- 技術的オブジェクトの一つの文書群において、補文書と明確に関連づけられる主文書の一般的概念を確立することによる、JIS C 0451 の 6.で示す指針の細目化及び形式化
- 文書の構造化における、JIS C 0452-1 の構造化原則によるオブジェクトの概念の適用。幾つかの観点をもってオブジェクトが系統的な方法でまとめられる点で、これまでの規格の範囲を超えている。

製品データ管理 (PDM) システムにおいては、製品構造上のオブジェクトは、構成管理された情報オブジェクトであり、論理的に主文書に対応している。しかしながら、文書として必要なすべての要求事項を満足するものの、文書とはみなされないこともある。

1. 適用範囲 この規格は、各オブジェクトの情報をまとめる主文書の使用を基本とする技術情報及び文書の構造化のための規則について規定する。

備考1. 主文書の定義は、3.3.1 を参照。

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

IEC 62023:2000, Structuring of technical information and documentation (IDT)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS C 0451 電気及び関連分野—プラント、システム及び装置用の技術文書の分類及び指定

備考 IEC 61355:1997, Classification and designation of documents for plants, systems and equipment が、この規格と一致している。

JIS C 0452-1 電気及び関連分野—工業用システム、設備及び装置、並びに工業製品—構造化原理及び参照指定—第1部：基本原則

備考 IEC 61346-1:1996, Industrial systems, installations and equipment and industrial products—